

入居利用料について

1 一人1ヵ月当たりの基本利用料は①生活費②事務費③管理費④介護サービス1割又は2割3割負担分の合算額になります。

① 生活費について

食費にあたる費用で、食材や共同の光熱、水道料が含まれ、制度により決められています。

②事務費について

施設運営のための施設管理費などで、入居者本人の所得、収入に応じて決められています。

③ 管理費について 家賃相当分です。

※生活保護受給者の管理費については、市町村が設定する住宅扶助上限額にあわせ設定

④ 特定施設入居者生活介護サービス1割又は2割又は3割負担分は、要介護度によって異なり、各種加算を伴った金額になります。(詳細は裏面利用料金表を参考にしてください)

※生活費及び事務費(階層区分含む)は、高知県の基準により改定される場合があります、さかのぼって精算する場合があります。

2 上記の利用料に11月から3月までは、制度基準で決められた冬期加算額が加算された利用料になります。

3 その他、「特別なサービスに要する費用」は入居者の実費負担になります。

例) ①医療費(病院受診代、薬代など)

②紙パンツ、おむつ代など

③理美容サービスほか、個人の趣味、教養、娯楽などに要する経費

④協力医療機関以外への通院又は入退院の介助等に要する費用

(料金：四万十市内の病院1回につき500円、四万十市外の病院1回につき1,000円)

⑤電気代については、冷蔵庫持込の場合、1ヵ月1,000円の別途料金が必要

⑥家族宿泊室の利用については、1泊お一人様2,000円(食事別)。

食事は、希望により提供可能。朝食200円 昼食350円 夕食350円

4 ご夫婦で入居する場合は、お二人の収入と必要経費を合算しその合計額の二分の一をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合のご夫婦それぞれの事務費徴収額について、表の30%減額した額を本人からの事務費徴収額となります。この場合100円未満の端数は切り捨てます。

5 生活費及び事務費(階層区分含む)は、高知県の基準により改定される場合があります、さかのぼって精算する場合があります。

6 利用料については、法律改定により変更される場合がありますので、予めご承知ください。